

# 農業労働力の確保に関する行政評価・監視 – 新規就農の促進対策を中心として – の結果に基づく勧告【概要】

- 近年、農業従事者は減少傾向(※)にあり、今後も、高齢者のリタイアにより著しい減少が見込まれる状況
- **2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大との目標を設定(農林水産業・地域の活力創造プラン)**

【40万人目標の実績】  
H25年 31.1万人  
⇒ H29年 32.6万人



勧告日:平成31年3月22日  
勧告先:農林水産省

青年層の新規就農の促進や定着を図る観点から、就農希望者や新規就農者に対する公的支援の実施状況等について、18都道府県、35市町村等の取組を中心に調査

(※) 基幹的農業従事者の数は、平成7年の約256万人から30年には145万人へと減少(約43%減)

## 主な調査結果

### 1 新規参入(※)希望者に対する支援 <就農前>

(※) 新たに土地や資金を自ら調達し、農業経営を開始すること

#### ◆ 研修内容の充実が、就農率の向上に効果

- 調査対象とした研修受入農家等の中には、農業機械の取扱いや農業経営に係る研修を実施していない農家等あり
- ⇒ 栽培技術に係る研修のみならずこれらを含めた研修を実施している方が、研修生の就農率が高くなる傾向あり

### 2 新規参入者に対する支援 <就農後>

#### ◆ 経営状況を踏まえた重点的な支援が、定着を後押し

- 新規参入者等に対する技術的な指導等を担う都道府県普及指導センターについて、農家の経営状況等を考慮して重点指導対象者を選定しているセンターがある一方、画一的に選定しているセンターや、選定していないセンターあり
- ⇒ 農家の経営状況等を考慮して選定している方が、新規参入者の離農率が低くなる傾向あり

### 3 新規雇用就農者の離農抑制対策

#### ◆ 離農理由の詳細な把握が、離農率の低下に寄与

- 農の雇用事業(※)の実務を担う都道府県農業会議について、同事業による研修生(新規雇用就農者)の離農理由を詳細に把握し、その分析結果に基づく取組(農家への助言等)を行っているものあり
- ⇒ 詳細な離農理由の把握を行っている方が、新規雇用就農者の離農率が低くなる傾向あり

(※) 農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する研修等を支援する事業

## 主な勧告

農業機械の取扱いや農業経営に関する研修も含め、研修内容の充実に向けた取組の推進

支援の必要性が高い新規参入者に重点的な指導等が行われるよう、必要な助言等の実施

離農理由の的確な把握及び関係者への情報提供その他離農抑制に資する取組の推進

# 1 新規参入希望者に対する支援(就農前)

- 新規参入者における就農前の研修の受講割合は75.0%。一般農家や農業法人といった農業経営体での研修が約7割を占める。(※)
- 国は、就農に向けて先進農業法人等において研修を受ける者に対し、最長2年間、年間150万円の資金を交付する農業次世代人材投資事業(準備型)や、農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する研修等を支援する農の雇用事業を実施

(※)「新規就農者の就農実態に関する調査結果－平成28年度－」(平成29年3月一般社団法人全国農業会議所・全国新規就農相談センター)による。

## 主な調査結果

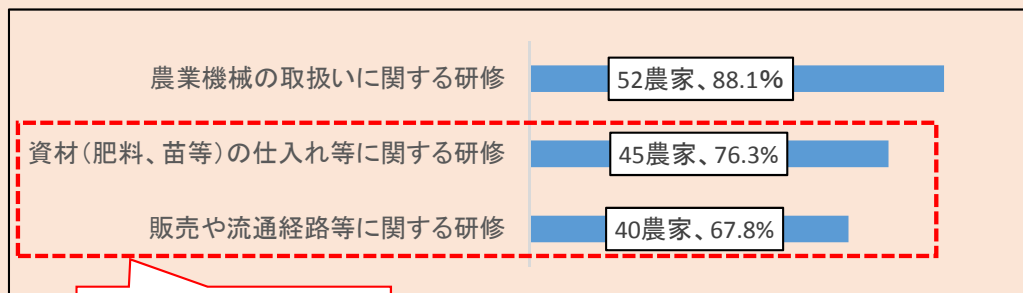
結果報告書P20～26

### ○研修内容の充実が、就農率の向上に効果

- ◆ 新規参入希望者等を受け入れて研修を実施している59研修受入農家等の全てにおいて、栽培技術の習得に係る研修が実施されている一方、**農業機械の取扱いや農業経営に係る研修を実施していない研修受入農家等あり**〈表〉

国の事業を活用した場合において、**どのような研修メニューを実施すればよいのかが具体的に示されていない**

表 調査対象とした59研修受入農家等における研修の実施状況



農業経営に係る研修

- ◆ これらの研修を全て実施している33研修受入農家等における研修生の就農率は約84%であるのに対し、いずれかの研修を実施していなかった26研修受入農家等における研修生の就農率は約75%であり、**全ての研修を実施している研修受入農家等における研修生の方がより就農率が高くなる傾向あり**

## 勧告

研修受入農家等の研修内容について、特に新規参入を志向する者に対しては、栽培管理技術のみならず、農業機械の取扱いに関する研修や農業経営に関する研修も必要である旨を示すなど、研修内容の充実に向けた取組の推進



## 2 新規参入者に対する支援(就農後)

- 都道府県は、普及指導員、普及指導センター(以下「センター」という。)を設置。普及指導員は、直接農業者に接して、生産性等の向上のための技術支援、効率的・安定的な農業経営のための支援等の普及指導活動を実施
- 農林水産省の「協同農業普及事業の運営に関する指針」において、普及指導活動については、取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化するとともに、普及指導活動の対象者については、新規参入者等に重点化することとされている。

### 主な調査結果

結果報告書P31~36

#### ○経営状況を踏まえた重点的な支援が、定着を後押し

- ◆ 新規参入者等に対する巡回指導について、調査対象とした35センターのうち、**20センターでは重点的な指導対象者(重点指導対象農家)の選定(重点化)**を行っている一方、**15センターでは、特段の重点化をせずに対応**
- ◆ 重点化を行っている20センターのうち、**個別の農家の経営状況等から支援の必要性を考慮して重点指導対象農家を選定しているセンターがある**一方で、個別的な支援の必要性等を考慮することなく画一的に選定しているセンターもあり<表>

表 センターにおける重点指導対象農家の選定基準

重点指導対象農家の選定方法	具体的な選定基準の例
① 一定の基準を作成した上で、基準に該当する者の中から、個別に支援の必要性等を考慮して選定【8センター】	・ より一層の経営努力が必要(栽培作物の生産性が低い、就農計画に比べて実施が遅れている、農地の管理に問題があるなどによる)な新規参入者等
② 個別的な支援の必要性等を考慮することなく一定の選定基準に沿って画一的に選定【12センター】	・ 就農5年目(他に1年目、3年目としている例あり)までの新規参入者等 ・ センターが開催する講習会等の受講生

- ◆ 各センター管内の新規参入者数に占める離農者数(離農率)をみると、**支援の必要性を考慮して重点指導対象農家を選定しているセンター(離農率3.5%)の方が**、画一的に重点指導対象農家を選定しているセンター(同4.0%)や、重点指導対象農家を選定していないセンター(同4.8%)よりも、**新規参入者の離農率が低くなる傾向あり**

### 勧告

普及指導センターにおける新規参入者への指導等について、個別の農家の経営状況等から支援の必要性を考慮し重点的な指導等の対象者を選定した上で指導等が行われるよう、都道府県に対し、必要な指導・助言等の実施



### 3 新規雇用就農者の離農抑制対策

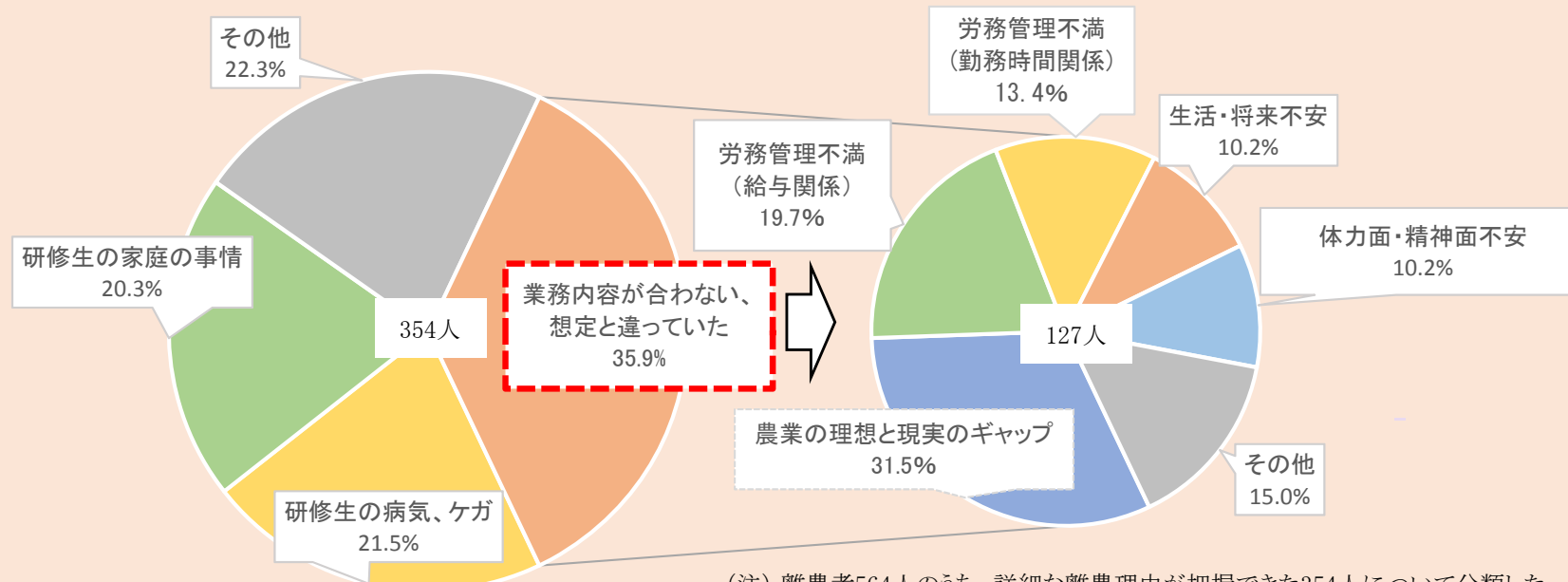
- 国は、雇用就農を促進するため、就農希望者を雇用して農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修を行う農業法人等に年間最大120万円を最長2年間助成する「農の雇用事業」(雇用就農者育成タイプ)を実施
- 農の雇用事業の実施主体は全国農業会議所であり、都道府県農業会議等に本事業の一部を委託
- 農の雇用事業において、農業法人等は、研修の中止等が必要になった場合、全国農業会議所及び都道府県農業会議に報告し、報告を受けた都道府県農業会議は、その経緯や研修生の今後の進路などを確認し、全国農業会議所へ報告
- 都道府県農業会議は、農業法人等の研修指導者等を対象に、原則として研修開始後1か月以内に労務管理・人材育成等に関する指導者養成研修会を開催するとともに、農業法人等の研修指導者等及び研修生を対象とした事業説明・研修会を開催

#### 主な調査結果

結果報告書P59～69

- ◆ 調査対象の**18都道府県農業会議**において、農の雇用事業における研修生の**離農率は35.4%** (564人/1,591人) と高い
- ◆ 最大の離農理由である「業務内容が合わない、想定と違っていた」(35.9%) の内訳をみると、**事業の実施主体や農業法人等の努力により一定程度解消され得る離農要因あり** <表>

表 18都道府県農業会議における農の雇用事業による研修を受けた研修生の離農理由



### 3 新規雇用就農者の離農抑制対策(続き)

#### 主な調査結果

#### ○離農理由の詳細な把握が、離農率の低下に寄与

- ◆ 農の雇用事業による研修を受けた研修生（1,591人）のうち、**研修を中止後に離農した研修生（424人）**について、都道府県農業会議による離農理由の把握状況を調査した結果、**離農した理由を詳細に把握できていない件数が132件（31.1%）あり**
- ◆ 管内の**研修生の離農率が平均（35.4%）より低い都道府県農業会議と平均より高い都道府県農業会議で、研修生の離農理由の把握状況を比較すると、離農率が平均より低い都道府県農業会議の方がより離農理由を詳細に把握できているという傾向あり**〈表〉

離農率が平均より高い都道府県農業会議は、詳細な離農理由を把握できていない割合が高い

表 18都道府県農業会議における農の雇用事業による研修を中止後に離農した研修生の詳細な離農理由の把握状況

	研修を中止後に離農した研修生数	左記のうち詳細な離農理由を把握できていない件数	詳細な離農理由を把握できていない割合
離農率が平均より低い都道府県農業会議	206	38	18.4%
離農率が平均より高い都道府県農業会議	218	94	43.1%
合計	424	132	31.1%

- ◆ **管内の研修生の定着状況及び離農要因を詳細に整理・分析した結果を踏まえて指導者養成研修会等における研修テーマを選定するとともに、参加者に対し整理・分析結果に関する情報提供を行っている都道府県農業会議あり（離農率25.9%）**

#### 勧告

農の雇用事業において、農業法人等が行う離農抑制策に資するよう、研修生の離農理由の的確な把握に努め、主な離農の要因とその解消方法に関する情報を提供する取組の推進

